第七　めかじき（北大西洋海域）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

667.00トン

二　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
めかじき（北大西洋海域）かつお・まぐろ漁業	663.00

第八　めばち（大西洋条約海域）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

14,913.84トン

二　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
めばち（大西洋条約海域）かつお・まぐろ漁業	14,884.84

第九　よしきりざめ（北大西洋海域）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

3,012.00トン

二　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
よしきりざめ（北大西洋海域）かつお・まぐろ漁業	2,613.00

第十　あおざめ（南大西洋海域）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

26.32トン

二　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
あおざめ（南大西洋海域）かつお・まぐろ漁業	26.32

第十一　よしきりざめ（南大西洋海域）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

1,520.00トン

二　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
よしきりざめ（南大西洋海域）かつお・まぐろ漁業	1,294.00

公　告

諸　事　項